

名家連ニュース

令和6年8月14日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.1007号

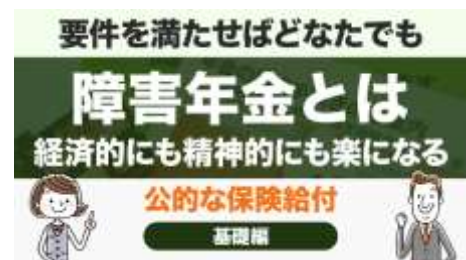
障害年金制度の見直しについて

厚生労働省 年金局 7月30日 第17回社会保障審議会年金部会

公的年金制度の改正案が年末までにまとめられ、来年の通常国会に提出される予定です。第17回の社保審年金部会で障害年金について審議されましたので概要をお知らせします。詳細は [001281352.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001281352.pdf) (厚生労働省)を参照してください。

【現時点で議論が求められる課題】

1. 初診日要件
2. 事後重症の場合の支給開始時期
3. 直近1年要件
4. 障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い
5. 障害年金と就労収入の調整



これまでの年金部会における障害年金に関する委員の意見

【初診日要件等】(初診日要件の現状とその在り方)

- ・ けがや精神疾患で受診が退職後の場合、障害厚生年金を受給できず、障害基礎年金となる。障害厚生年金の方が、給付額が多く、軽い障害でも給付が受けられる。障害手当金と一時金を受給できる等の差がある。
- ・ 保険期間中に初診日を厳密に捉えなくとも、社会保険としての原理は成り立つ。厚生年金の被保険者資格喪失後の保険事故発生について、退職後あまり期間が経過していないものであれば、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地がある。
- ・ 障害厚生年金において、延長保護と長期要件の両方を認めてよいのではないか。
- ・ 特例は、制度が複雑化し、分かりにくさ・不明瞭さを作ってしまうのではないか。
- ・ 初診日要件と事後重症の支給開始時期については、何らかの制度上の見直しが必要と考える。慎重な検討が求められる。

(任意で厚生年金に加入する仕組み)

- ・ 初診日が求職・失業中にあったとしても障害厚生年金を受給できる仕組みとして、厚生年金保険への任意継続加入制度の創設も検討すべき。

【事後重症】

- ・ 制度創設当時と比べ、デジタル技術の進展によってカルテの保存状況等に変化があるため、事後重症の場合の支給開始時期を再検討する必要。



【直近1年要件】

- ・ この特例は、保険料を過去に長期間滞納していたとしても、直近1年間さえ納付していれば年金を支給する仕組みであるため、保険料を欠かさず納付している方からは不公平だと受け取られる可能性もある。
- ・ その一方で、現在も、この特例措置によって障害年金の受給につながっているケースがあることに留意する必要がある。少なくとも、次期改正ではこの特例を10年間延長すべき。

【障害年金と就労の関わり】

- ・ 身体障害で永久認定を受けている場合は、年収が2000万でも障害年金は支給される。一方で、有期認定の精神障害の場合は、就労し、ある程度の所得が獲得できるようになった際、次の更新で等級変更により年金が支給停止になることがある。現行制度は両極端で、緩やかに調整する方向性はありうる。

【障害年金の基本的な在り方】

- ・ 障害年金の目的をどう捉えるかに加え、医学モデルか社会モデルかも含めた障害年金の目的と認定基準との関係について、他の障害者施策との関係性も視野に入れながら議論することが必要。
- ・ 現行の障害認定基準は医学モデルに偏っているのではないかという批判もあり、そうした批判も踏まえた見直しの可能性について検討すべきである。
- ・ 支給要件、給付水準の妥当性について論点があり、受給者の中心が身体障害から精神障害に大きく変化している中、それに合わせて制度を見直す必要があるか検討の余地がある。
- ・ 障害年金もマクロ経済スライドの対象であり、将来的な所得代替率の低下が見込まれ、基礎年金のみの受給者への影響が極めて大きい。特に障害基礎年金について、現在の受給者の生活実態を踏まえながら、障害のある者の所得をどのように保障するものかを整理し、給付水準の在り方や引上げに向けた議論を進めるべき。
- ・ 稼働能力の低下や喪失が到来した者への所得保障という障害給付の目的から、同じ公的年金の枠組みの中での障害等級の差には必ずしも合理性があるとは言えず、全ての被用者への適用拡大と併せて、障害基礎年金と障害厚生年金の等級の違いも議論すべき。
- ・ 障害給付の目的に照らせば、同じ公的年金の枠組みの中で、障害給付の等級に差を設けることに必ずしも合理性や妥当性があるとは言えず、かつ、基礎年金の等級を厚生年金に揃えると初診日に係わる課題が解決出来ることから、基礎年金の等級を厚生年金保険と同様に3級からとすることを検討すべきである。



【その他】

- ・ 手続きや初診日によって障害年金を受給できないということは被保険者としては不安であるため、一人でも多くの方が障害年金を受給出来るよう、障害年金の支給要件を緩和していくべきである。
- ・ 近年、精神障害のように、加入している保険や働いている場所と、障害の発生とがどのようにつながっているのか不明確な事例が増加しており、障害年金はこのような事例も包摂するような制度として考えていかなければならない。



※ 第5回年金部会において、福島豪氏（関西大学法学部教授）・百瀬優氏（流通経済大学経済学部教授・年金部会委員）よりヒアリングを実施